

第 10 回これからの地域福祉のあり方に関する研究会

開催日：平成 20 年 3 月 14 日（金）

場 所：厚生労働省 6 階共用第 8 会議室

○大橋座長

おはようございます。朝早くからお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。第 10 回これからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めたいと思います。

まず、事務局から委員の出席状況についてご報告いただきたいと思います。

○事務局

本日は木原委員、清原委員、榊原委員がご欠席でございます。

○大橋座長

それでは研究会を始めたいと思いますが、前回皆様からいろいろご意見をいただきました。なかでもこれからの施策のあり方についてどうかという意見もいただいたのですが、今回若干それについて触れてございます。基本的な考え方、方向等について触れてございまして、それ以上の問題につきましては、今後いろんな多面的な側面から検討しなければならないということで書いてございます。

今日はそれがメインというよりも、その前の段階の基本的なこれからの地域福祉のあり方の考え方の方向なり、あるいは内容がこれでいいかどうかをやや固めたいというふうに思いますので、その点での論議を今日は深めていただければ大変ありがたいというふうに思っております。それでは事務局からご説明をいただきます。

○中村企画官

では資料 2 に沿ってご説明をさせていただきます。前回の会合におきまして研究会報告書素案をお示しをさせていただきましたが、前回の会合でいただきましたご意見、またその後にいただきましたご意見を踏まえまして、事務局の方で修文をしております。今回総論部分につきましては、修文をした箇所を中心にご説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目でございます。「2. いま、地域福祉を議論することの意味」ですが、こちらを大幅に修文をしております。歴史的な流れを整理いたしますとともに、地域での問題にはいろんな違ったタイプの問題があるということで、そのあたりを整理をさせていただき、また地域福祉が自己実現という側面をもつことに着目いたしまして、その部分を打ち出しております。読み上げさせていただきます。（以下、資料 2 の P 1～P 2 「2. いま、地域福祉を議論することの意味」を読み上げ）

こういった修正でございます。また、ここで前回の案におきまして、フォーマルサービスというふうに言うておりました部分ですが、できるだけわかりやすくするという意味で、公的な福祉サービスというふうに変えさせていただいております。

次に4ページ目をお開きください。2. 福祉・医療政策の施策の動向でございます。ここは高齢者、障害者、児童に関します施策の記述を充実させていただきます。まず高齢者でございますが、4ページ目の一番下の○からです。(以下、資料2のP4下から3行目～P5上から4行目まで読み上げ)

また、障害者福祉に関しましては、その三つ目の○です。(以下、資料2のP5上から13行目～17行目まで読み上げ)

また児童についてです。(以下、資料2のP5下から8行目の「また」以下～P6上から4行目まで読み上げ)

次は7ページ目です。「3. 地域における多様な福祉課題」のところですが、先ほどもはじめのところで申し上げましたように、地域での課題にはいくつかのタイプがあるということで、それを整理をさせていただきました。7ページ目の一番下の○ですが、「公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題」ということで、そういうタイトルをつけさせていただきまして、8ページ目に、それとは別のタイプの問題として、「公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題」、そしてそれとはまた若干質を異にしている問題として、「社会的排除の対象となりやすいものや少数者、低所得の問題」というふうに分けてございます。

また、委員の方のご意見に基づきまして、このニート、ホームレスといった新たな貧困を含む低所得の問題も、地域にある問題としてもとらえることができるという記述を入れさせていただきました。

同じページの下の方ですが、「4. 地域の課題」でございます。ここでは地域の課題をかなり大きくとらえ、また次世代を育む場としての地域を記述してございます。(以下、資料2のP8下から11行目「4. 地域福祉の課題」～P9上から5行目まで読み上げ)

同じページ、9ページ目ですが、一番下の○でございます。ボランティアについて記述をある程度独立をさせていただいております。(以下、資料2のP9下から5行目～P9の終わりまで読み上げ)

次は11ページ目でございます。「Ⅱ. 地域福祉の意義と役割」の1のところですが、前回の会合でいただきましたコンセプトといたしまして、「新たな公」というコンセプトをいただきました。そういった考え方にに基づきましてかなり大幅に修文をさせていただきます。読み上げます。(以下、資料2のP11「1. 地域における新たな支え合い(共助)を確立する」～P12上から5行目まで読み上げ)

そして今度は12ページ目ですが、「2. 地域に求められる支え合いの姿」の三つ目の○、これは幅の広い福祉概念というところに以前入れておった記述をこちらに移動させたものでございます。これはまさに支え合いの姿を記述した

ものという考え方に基づきまして、このように移動をしております。

次は 13 ページ目の中程、ちょっと下あたりですが、地域福祉の意味として、予防・早期発見、あるいは早期対応ということが重要だというご意見をいただきました。それに基づきましてこの文を入れてございます。読み上げます。(以下、資料 2 の P 13 上から 13 行目～20 行目まで読み上げ)

次は 14 ページ目です。「5. ネットワークで受け止める」のところでございます。その二つ目の○に、民生委員または社会福祉協議会、PTA といった主体を入れてございます。

同じページの下から二つ目の○、地縁団体機能的団体との関係のところ、様々な活動が自治会、町内会を単位として行われている地域も多いが、都市部においては役員が 1 年～2 年交代の持ち回りであることも多く、定型的な活動が主になっている例も多い。こうした自治会、町内会の機能が弱まっているということは、主に都市部の現象であるという、こういうご指摘に基づきましてこのようにさせていただきました。

次は 15 ページ目です。一番上ですが、地縁団体の機能的団体の関係の一部として、PTA につきまして新たに記述を入れております。「また、各地域における学校に通う親の団体である PTA 等は、地縁的かつ機能的な性格をもつ団体として、地域福祉の推進の一翼を担うことを期待される。」と入れております。

その同じページですが、次の部分です。行政や事業者、専門家と住民との関係です。こちらにつきましては、やはり先日の会合でいただきましたご意見、あるいはその後いただきましたご意見に基づきまして、若干加筆をさせていただきます。上から二つ目の後半部分「また」以下からです。読み上げます。(以下、資料 2 の P 15 上から 7 行目後半～15 行目まで読み上げ)

その次ですが、「6. コミュニティ再生の軸としての福祉」ですが、こちらも記述を充実させてございます。先日の研究会で子育て、あるいは健康づくり、あるいは自己実現という意味を頂戴いたしましたので、そういったことも入れてございます。読み上げます。(以下、資料 2 の P 15 下から 11 行目～P 16 下から 5 行目まで読み上げ)

次は 17 ページ目です。「1. 住民主体を確保する条件があること」の三つ目の○です。住民に情報が提供される必要があるという先日の委員会でのご指摘を踏まえまして、記述を重視させていただきます。読み上げます。(以下、資料 2 の P 17 上から 13 行目～16 行目まで読み上げ)

同じページの一番下の方は、わかりにくい記述でございましたので、若干記述を整理をさせていただきました。

次の 18 ページ目の一番上の○でございますが、先日の会合でいただきましたご意見、問題発見の方法として民生委員等による幅広い訪問活動、市町村による調査といった方法があげられましたので、この記述を加えております。(以下、資料 2 の P 18 上から 3 行目～6 行目まで読み上げ)

同じ 18 ページの「3. 適切な圏域を単位としていること」でございますが、これは先日の委員会でもいただきました顔の見えるという環境づくりというコン

セプトを入れるとともに、それぞれの圏域につきまして、ある程度具体的なイメージがもてるように記述を重視させていただきます。下線部を中心に読み上げます。(以下、資料2のP18上から13行目～P18の終わりまで読み上げ)

次は19ページ目ですが、活動の拠点のところですが、この二つ目の○、廃校となった建物や余裕教室等の学校施設というのは委員の方からのご意見に基づき入れてさせていただきます。

その下の「コーディネーター」の記述を充実をさせていただいております。コーディネーターのところの下線部を読み上げさせていただきます。(以下、資料2のP19下から9行目後段～P20上から3行目まで読み上げ)

20ページ目です。一番下の担い手のところですが、先日の会合でいただきましたご意見を踏まえまして書き加えております。下線部でございます。さらには、将来地域を支えることになる子どもたちや中・高校生、大学生などに対しては、学校や地域におけるボランティア体験などを通じて、地域福祉への関心を高めることも考えられる。(以下、資料2のP20下から3行目～P20終わりまで読み上げ)

次の21ページ目でございますが、ワーク・ライフ・バランスという先日の研究会でいただきましたコンセプトを入れてさせていただきます。上から二つ目の○です。(以下、資料2のP21上から5行目～9行目まで読み上げ)

その次の「6. 市町村の役割」ですが、ここも委員の方からのご指摘を踏まえまして記述を充実させていただきます。読み上げます。(以下、資料2のP21上から11行目～P22の14行目まで読み上げ)

23ページ、「V. 留意すべき事項」のところですが、「2. 地域がもっている負の側面」のところを若干記述を充実させていただきます。読み上げます。(以下、資料2のP23上から12行目後段～20行目まで読み上げ)

次は25ページの「VI. の既存施策の見直しについて」の最初のところでございます。先日の委員会でいただきましたご意見を踏まえまして、かなり大幅に修文してさせていただきます。読み上げます。(以下、資料2のP25上から2行目～下から3行目まで読み上げ)

以上が先日の委員会でお示しした部分の修文でございます。

以下25ページから最後まででございますが、個別施策につきましての記述の案を示しております。個別施策につきまして、この研究会で各会それぞれの会でレビューをしていただきましたが、残念ながらご議論いただくための十分な時間がとれませんでした。

したがってこの案におきましては、委員の皆様方に問題の所在を明らかにしていただければということで、これまでの総論での議論を踏まえまして、個別施策についてはどうなるかということ事務局においてかなり書かせていただきました。もちろん委員の皆様方からの意見を入れた上でございますが。したがって、また読み上げますが、再度研究会終了後、ご覧いただきまして、次回の研究会にお示しするものに反映できますように、事務局までにご意見を頂戴できればありがたいと思っております。(以下、資料2のP25下から

2行目～P44終わりまで読み上げ)

資料3といたしまして、この報告書の中で主に総論部分で示しております概念につきまして、図にしてお示しをさせていただきますのでご参照ください。

それから本研究会の報告書のタイトルでございますが、これも委員の皆様にご議論をいただきたいと思っておりますのでございますが、資料4に事務局(案)、議論たたき台といたしまして、提出させていただきました。『地域における「新たな支え合い」の姿を求めて～これからの地域福祉のあり方～』というタイトルを提案させていただきたいと思っております。以上でございます。

○大橋座長

本当にありがとうございました。今日榊原委員がいないのが残念ですが、わかりやすく書いてあります。カタカナで気になるところは3～4カ所ぐらいで、ひじょうにわかりやすく書いてあったと思いますし、地域福祉が必要とされる背景、あるいは考え方もひじょうによく整理をしていただきました。目次をみていただきますとIからVのレベルまでは各委員がこの委員会で述べたことを相当丁寧に配慮して入れてくれているなというふうに思いました。本当に事務局は大変だったと思いますが、ありがとうございました。

VIの既存設備の見直しについては、各委員から出た意見なり、既存の施策のレビューの中で出された意見をもとにして、事務局なりに、当然事務局は全国の情報をよくわかっているわけでございますので、その全国の動向も踏まえながら今後の考え方というものを示していただいたということかと考えているところでございます。

それで冒頭に延べましたが、I～Vのところを主に中心にご論議をいただければ大変ありがたい、その辺はできれば固められるものは固めておきたい。VIについてはいろいろな意見が当然あってしかるべきでございますし、中身も両論併記的なところも書いてあるのもそのとおりでございますし、今後いろいろな関係者で詰めなければいけない部分がたくさんあるのだろうというふうに思いますので、もう一回ぐらい次回その辺は論議をいただくということになるのかと思っておりますので、そんな進め方で進めさせていただければと思っております。

それでは最初にI～Vというところを進めたいと思っておりますが、主にIとIIぐらいまでのところでご意見があればいただきたい。それからIII、IV、Vでご意見があればいただくということで、まず分けて少し整理をさせていただきたいと思っております。

○金井委員

前回は欠席いたしましたので、どうも失礼いたしました。前半の方でいえば、まず2ページあたりです。要はこの報告書全体を通じることでもありますが、発見されたニーズを公的サービスにつなぐということ自体がひじょうに重要であるということです。制度へのアクセスというか、あるいは制度に対するその既存のバリアが存在しているということが、独自の問題としてあります。単に今

までの制度の間で抜け落ちていたとか、あるいは生活の質とかということだけではなくて、制度にどうつながるかということ、どこかの段階でより強く出していただければなというのが一つ目のお願いです。

二つ目は4ページ以下なんですけど、これは再三繰り返して言っていることなのですが、やはり生活保護については、ぜひ動向に触れるべきであるというふうに思います。後半の方で民生委員制度であるとか、あるいは貸付事業の話でチラチラと出てくるわけではありますが、少なくとも生活保護が極めて大きな問題になってきているということは、並行して社会・援護局でも検討会などを設けておられるということは伺っておりますが、生活保護についてはやはり近年の福祉制度の問題として、どういう状況にあるのかということについてはぜひ触れておくべきではないかなというふうに思います。

それから三点目は質問になるのですが、7ページあたりですが、社会的排除とか地域の無理解ということがあって、これが後に地域に対する留意すべき点につながっていくと思うのですが、社会的排除というのは、これは基本的に地域住民が排除するということなんじゃないかな、実態問題としては。そうしますと地域福祉あるいは地域というのは問題の解決の場でもあるとともに、問題を生み出しているそのものでもあるということですね。

地域の無理解というのは基本的にそういうことでありますから、やはりここで言う地域というものは、問題を生み得る、あるいはゴミ屋敷問題とか、そういう大体地域でトラブルが起きているということ自体が大きな問題なわけで、そのような地域がトラブルを自ら生み出すのではなくて、自ら解決するものにどういうふうに転換していけるのかということは、やはりかなり大きな問題としてあるのではないかなというふうに思っております。とりあえず前半では以上のような感想をもちました。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。一問一答じゃなくて、考えさせていただくということで進めたいと思いますが、福祉アクセシビリティの問題の部分はかなり今回の研究会でも大事な問題でしたので、住民が求めている、あるいは住民が必要としているサービスとうまくつながってない、そのつながってないことがどこに要因があるのか、そこは今ご指摘いただいたようなことをもう少し検討させていただくというふうにしたいと思います。

それから三番目の社会的な排除の部分は、ある意味では行政が施策として取り上げきれていないという側面もありますし、住民がやっぱり差別偏見をもった、無意識のうちにも排除しちゃっているという両方の側面が結果的にはあるんだろうと思いますが、ある意味では住民が抱えている負の側面の問題の中に、何かその辺の書き方も少し書き加えながら、住民の学習のもつ意味みたいなことの重要性を指摘するというようなことかなというふうに考えます。

それから二番目の生活保護の問題は他の部署でもやっています、これがメインではありませんので、どの程度書き込めるのかというのがあるのですが、こ

れはまた大きな問題になってしまうので、また事務局と少し相談をさせていただくということでもよろしゅうございましょうか。

○三本松委員

今のことに関連して、7ページのところで、3の地域における多様な福祉課題という、この中で、特に二つ目の○の以下のところ、ずっと公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題とかがあがっていて、資料3でご用意いただきました図の方の2ページ目のところをみてみますと、大体ここが対応しているのではないかというふうに思うのですが、この中の一番左端にある制度外のニーズという、ここがこの記述でどういうふうに対応をしているのかというところが気になりました。

そして私自身が自分の研究としても関心をもっている外国人の問題なんかは、例えばこの制度外のニーズというところに入るのか、それとも社会的排除なのか、制度の谷間なのかということを含めてちょっとご説明いただきたい。

○大橋座長

私の理解では両方の側面があるんだと思うのですが、主にどうしても在住外国人の場合、国籍条項等を考えています。福祉の分野でいくと国籍条項の部分と現地に住んでいるという現地主義の問題と二通りあるんだろうと思いますが、現実にはやっぱり国籍条項の部分というのがかなり大きいわけで、それを制度外というふうに簡単に言っているかどうかは別としまして、在住外国人の問題はもう少し考えていかないとならない問題があるんだと思うんですね。

移住した在住外国人の大人の問題もさることながら、その子どもの問題がかなり深刻になり始めているということも実態として各都道府県で聞いていますので、そんな取扱いを少し検討させていただくということでもよろしゅうございましょうか。何かありますか。

○中村企画官

この制度外ニーズは7ページ目の下の方、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題の中の①を具体的に考えてございます。ご指摘いただきました外国人の問題は、8ページ目の少数者に主に含まれるのかなという理解をさせていただきます。

○大橋座長

ではそんな整理でもよろしゅうございましょうか。まあ制度外の問題でもあるわけでもあるんだけど、それをどうするかも少し検討するというところでよろしいですか。他にはいかがでしょうか。

○佐藤委員

前回の発言に基づいて随分修正をしていただいているので、加えて言うのは

申しわけないのですが、まず2ページ目の○の一つ目のところで、生活の質という観点からということで、

その上乘せの部分に対応していくというようなイメージも入れてほしいということで、入れていただきました。そして、その具体的な話が日常のちょっとした手助けというような生活ニーズということになっているのですが、生きがいをもってその地域の中で要援護状態になっても生活ができるというようなことを少し触れていただく方が、生活の質という意味では具体的なのではないかというのが一つです。

もう一つは三番目の○のところ以下になるのですが、社会的な役割をもって生活をして自己実現をするということの記述が、提供する側の話として出ています。後の11ページの記述には少しそういうことが出てくるのですが、地域福祉の大事なところというのは、提供する側とされる側が固定をしないということだと思います。この自己実現というニーズを実現するというのは活動に参加をするということだけではなくて、地域の中で一体的に生活をする中でそういうことが高まっていくというようなことで、少し記述が加えられないのかということですね。

活動する側だけが自己実現ができるということではなくて、地域の中で生活を継続していくことを、される側も固定しないということで、生きがいをもって生活ができる、自己実現ができるというようなことが、地域福祉というのは位置づけとしてあると思いますので、少しそういう記述が加えていただけないかということでございます。

○大橋座長

2ページの①のところは少し文言を考えさせていただくことにして、三つ目の○のところは、要するに直接的な双方向活動だけの部分じゃなくて、地域で安心して暮らせていること自体が意味をもっているよということのニュアンスを書き込んでほしいということですか。はい、それは少し検討させていただきます。つまり、言わんとしていることは、ボランティア活動をする側の自己実現みたいなことの役割が少し強く出すぎているのかもしれないということですね。はい、わかりました。他にはいかがでしょうか。

○今田委員

随分イメージが昔の社会福祉のイメージから変わって脱皮ができているんじゃないかなという印象をもっております。私は直接関わってこなかったけれど、違和感がなくなったという印象をもってはいるんですがね。まあそれはいいんですが、今ちょっと自己実現とか、支えをする人、ケアする人というのが強く出ていてという話があって、何かこれは一方的ではないかというお話があって、それはよく言われていて、やっぱり助けてあげるとか支援してあげるといふうになるとまずいので、そうやりながら、相互に自己実現という意味で、相互

実現になるんだというあたりを少し出される方が、だからやっぱり一方的に自分が何かしてやっているという雰囲気が出ちゃうと、本当の支え合いという意味からちょっとずれる感じがしますので、その辺をちょっと工夫されるといいんじゃないか。ミューチュアルリアライゼーションというふうに呼ぶ方がいいんじゃないかというふうによく僕も言われたりします。

それからもう一点、PTAの話なんですが、圏域を町内会・自治会から広げていって、校区というのが一つあり、それから地方自治体みたいになって、校区というのがあったと思うのですが、PTAというのは2回ぐらい言葉だけ出ているのですが、このPTAに関して、子どもが、特に小学校へ行く時は、その時は正直言って初めて本格的に地域と関わる時なんですね。小学校のPTAやなんかで関わると。

そういう意味からすると、ただそれが終わっちゃうとまた今度地域から離れてしまうという、じゃあ小学校の6年間ぐらいはものすごく地域のいろんな催しものか地域活動に関わらざるを得ないし、それはそれなりに意義のあることなんですが、だから例えば小学校の6年間ぐらいPTAを通じてどういうことが地域社会の中での支え合い、福祉みたいなものに関与できるのかというのを、もうちょっとしっかり書かれた方がいいのではないかな。あくまでも通過地点なのかもしれないけれど、じゃあ通過地点じゃなくする手は何かあるのかとか、そういうことも問題になってくるので、ちょっとその辺もうちょっとあるといいなという感じがいたしました。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。確かに文部科学省関係は、PTAは大事だけれども、いろんな意味で形骸化しているというんですよ。だから学校地域支援本部みたいなものをつくろうという動きにもなっているんで、過度なPTAの期待というのはそう単純ではないんだと思いますね。ただ、川崎の宮前区のすずの会のように、PTAの活動が地域に無関心だった親御さんたちが関心をもつきっかけになるということは大変大事なので、そういう何か形容詞を入れて、PTAということのもつ意味というのも書き加えた方がいいんじゃないか、こういうことだと思いますよね。その活動の経験をもっと生かして、継続してどうだと、こういう話なんだと、こういう受け止めましたが、それでよろしゅうございますね。それではどうぞ。

○小林委員

この会での検討課題ではないと思いますが、ひとこと発言させていただくと、IT化社会、いわゆるサイバー空間というコミュニティが、ある意味で非常に重要な影響を及ぼしていると思います。このようなバーチャル・コミュニティと、ここで検討している実体的コミュニティは、どのような関係があるのだろうか。バーチャルな頭の中の世界に対して、ここでの地域福祉活動は重要な意味を持っているのではないかな。この研究会の直接の検討課題ではないのですが、

一言だけ発言しておきたいと思いました。

○大橋座長

その大変難しい問題をどう書き込むかというのがあるのですが、確かにバーチャルの世界で勝手に増殖していっちゃってというのはありますから、難しいんですが、少し考えます。

それではⅠ、Ⅱはとりあえずこの方向で、細かいことがもしありましたら、また事務局に個別にお寄せいただくということにいたしまして、次は「Ⅲ. 地域福祉の意義と役割」、「Ⅳ. 地域福祉を推進するために必要な条件」、「Ⅴ. 留意すべき事項」というようなところでお話をいただければと思います。

○和田委員

前は欠席して失礼いたしました。先ほどからありましたように、今日読んでいただいて伺っていて、ひじょうによくまとまってきたというふうに思ったんですが、今回地域における新たな支え合い（共助）を確立するという、このところがひじょうに重要なんだというふうに思うのですが、私の印象なんですが、決定過程に自分たちでやっぱり参画して、それをどういうふうな地域をつくるかを決めていくんだという、そういうことはひじょうにはっきり出てきていると思うのですが、前にもちょっと言ったと思うのですが、例えばその前のところにありました様々なニーズに自由に対応できるような仕組みを行政で本当につくれるか、制度的なものをつくれるかということ、かなり今回そこを変えるんだということにはなっていますが、やっぱり限界はあると思うんですね。

もっと住民自身がニーズに地域の中で自由に応えることができるような仕組みをつくったり、事業を開発したり運営していくというふうなことについて、もう少し積極的なイメージを出していったらどうかな。企画はしますが、共同出資とか共同運営というところについてももっと出していいんじゃないか。

実際、事例のいろんなお話を伺ったところは、ひじょうに意欲的にニーズに対して自ら住民を中心にした活動事業を起こしてらして、その中で力を蓄えてらっしゃるということがよくわかりましたので、その意思決定をする過程と合わせて、そういう自分たちの地域の中に必要な事業や活動を自らが生み出して、運営をしていくというふうなことについても、これからはひじょうに重要な意味をもっているんだということを打ち出したらどうかなというふうに思っています。

そこが本当の意味で育っていくことが、例えば退職者の方々が地域の中でもっと意欲的におもしろそうな活動を起こしていくというふうな視点から考えてもいろんな可能性があり得るというふうに思います。そういう意味で、この共助のイメージというものを少し力強く打ち出していったらどうかというふうに思います。以上です。

○大橋座長

今のはなかなか難しく、二つの意味があるんですかね。一つはそういう新しい共助、支えの活動ができるようなシステムをどうつくるかという側面と、もう一つは今共同出資と共同企画と言われたけど、福祉コミュニティビジネスみたいな新しいサービスを自分たちで開発していく、そのサービス開発の機能を支援するというようなことをもう少し書き込んだらいいということ、何か二通りあるように聞いていたのですが、そんなのでよろしいでしょうか。

○和田委員

そうですね。今お話があったように、コミュニティビジネスのようなやり方もあるでしょうし、それから地域を基盤にしたようなNPOができて、そこでやっていくというやり方もあるでしょうし、これはいろんな対応の方法があると思うのですが、もう少し住民自身が自分たちで必要な活動事業を起こしていくというふうなことについても、積極的にこれからは行政としても、あるいは環境としてもつくっていかう、そういうところとしっかりとしたネットワークも組んでいかうというふうに考えていいんじゃないかなという意味です。

○大橋座長

NPO支援センターみたいな記述で、もっとそういうことを応援するセクションをやれというのか、そういうことを社会福祉協議会がもっとやれというふうに書くのか、どういう落ち所になるのか、もう一つイメージがわからないんですが。

○和田委員

それはだから今のように行政としてやるべき基盤をつくっていくとか、あるいはその支援もそういうことを中心にやれるようにしていくということもあると思うのですが、私が今申し上げているのは、支え合い（共助）というもののイメージそのものをもっと広げておく必要があるんじゃないかということをお願いしているわけです。

○大橋座長

はい、わかりました。それは検討させていただきます。

○小林委員

地域福祉のとらえ方についてですが、支え合い（共助）について、広い意味でのコミュニティという観点からとらえると、このコミュニティは、重層的あるいは多層的になっているのではないかと思います。今までの議論のなかで、コミュニティのとらえかたについて少し欠けているのではないかと感じましたのは、地域住民のもっている態度、あるいは近隣の人たちに対する見方、少し文学的に言うと「眼差し」、何かそういうようなものがまずコミュニティのベー

スにあるのではないかという気がします。

最近みたデータですが、地域住民が近隣の人々のことで気になることが分類されていますが、それによると、よくあるような隣の家の新聞がたまっているというような「安否」への、家から出てきた人の顔色が悪いというような「健康」への懸念、買物に来た人がおかしい買い方をするというような「挙動」に関する心配というように、日常的な気づきの部分で、長く地域に住んでいますと、あの人は大丈夫だろうかということに気づくということがあるようですね。

このような懸念や心配を持ち込む先として、例えば、地域でいえば地域包括支援センター、あるいは、役所などがあるわけですが、そのような、近隣の住民の行動が、何か自分にとって関わりがあるのだという意識を地域住民がもつかどうか重要なのではないかと。いろいろな活動が必要なことはわかりますし、住民自身のいろいろな助け合活動が必要なことは分かりますが、その前に、コミュニティという以上、何か地域のことに気がつくというのでしょうか、そういうようなところにもうちょっと触れられないだろうかと思います。

今回の議論の中で重要だと思いましたが、通報というのでしょうか、こういう人がいるよ、ということを経験した地域の人々が地域の必要な機関に連絡できるということもコミュニティの一つのあり方なのではないかなという気がしました。何かをするという前に、何かちょっとした近隣・近所の人たち、あるいはもう少し広く校区でもいいのですが、そういったところでの気づきということがある。それがコミュニティの中の一番基礎になっていて、その中でいろんな交流が生まれ、活動が生まれてくるということなので、何かそういう共通のイメージをもちたいなという感じがします。全体に活動支援に重点が置かれることは分かりますが、その辺も触れていただくと、地域の基礎的な課題である安全とか防災のような地域共通の課題とつながるのではないのでしょうか。これは木原委員が言っておられること、つまり、地域にはこういう人がいるということが地域でわかっている、それをどのようにつなげていくかということも、コミュニティ形成のひじょうに重要な課題なのではないかという気がします。

○大橋座長

なかなか難しいですが、今田委員が言われたコミュニティのもつ負の側面に配慮しつつ、今のことで言うと日常生活における関係性の中で認識していくことと、あるいは日常のことと異なる生活、挙動ということにもっと気がつくということも重要なコミュニティ形成の課題なんだということを書き込めということですね、趣旨は。少し検討しますが、みんなお互いに挙動不審になったりして……。はい、わかりました。

○三本松委員

今のコミュニティに関連してなんですが、今回、前回の議論をひじょうに反映していただいていると思いますが、その前回の議論を受けて少し構成が変わっているところもあるかと思います。構成上、「Ⅲ. 地域福祉の意義と役割」の

中で、その6でコミュニティ再生の軸としての福祉というのが出てきますが、この6のところでもコミュニティという言葉が、少し前にも出ているところがあるんですが、大きくは出てきて、コミュニティの再生というふうになるので、少し唐突感があるかと思います。

前回に議論になったことは、空間ということが議論になっていたと思うのですが、前回の構成ではⅢのところ、一番最初のところで、共助の空間を地域の中に位置づけるという構成になっていました。しかし、今回は前回の議論を受けて、最初が地域における新たな支え合い（共助）を確立するというふうになり、その地域における新たな支え合い（共助）の領域を拡大強化することが求められているというふうに指摘した上で、それ以下の記述がその担い手の議論、あるいは活動の議論になっているのではないかというふうに思います。

そういった記述を展開した上で、6のところでもコミュニティ再生の軸としての福祉につながっている、そうするとこの6の位置づけをどういうふうに考えるかということなんですが、私は活動、担い手の記述だけでなく、そういった活動や担い手の人たちが動けば、そのための場ないしは空間についての記述が必要なのではないかというふうに考えます。このように考えると、ここで再生されるべきコミュニティの少し文脈上の説明が必要なんじゃないかというふうに感じました。

コミュニティというのは、地域社会という意味をもつと同時に、人々が作りだす共同のための場、あるいは空間というふうに私は考えていますけれども、例えば15ページの下から二つ目の○の下の方で、コミュニティの脆弱化というところが出てきますが、この前のところに例えば共同生活の場としてのコミュニティというような言葉を一端補ってみて、そして16ページの最後のところで、地域福祉はコミュニティ再生の軸となりえると言えろという文言の、その前のところに、地域福祉とは、前述されている地域における新たな支え合い（共助）のシステムを構築する場、空間としてのコミュニティの再生というような形で、少しコミュニティの位置づけを試みたらどうかというふうに感じました。

○大橋座長

コミュニティ論は社会学でもいろいろあって、関係性の上でウエイトをかけるのか、空間でやるのか、両方考えるのかと、いろいろあるんだと思いますが、今回は共助の空間というのを、空間というのがちょっとわかりづらいということがあって、関係性ということにやや強調して書いていただいた部分があるのですが、その関係性を実現できる場みたいなことをもう少し考えてほしいということですね。関係性を実現できる場みたいなことをどう考えるか、圏域とかいろんなことを書いているんだけど、もう少しそこは何か工夫がないかということですね。

ただ、今回すごく大事なことは、コミュニティ再生の軸としての福祉という考え方はひじょうに強く出したということですね。これは私はすごく大事なことで、過疎地であれ、都市の中の限界集落であれ、やっぱりこの福祉を抜き

にしてコミュニティというのはいもうないよということを考える、つまり経済外秩序としての福祉じゃないということをはかなり強く意識しておく必要があるんじゃないかというふうにするんですね。

どうしても生活保護の問題を含めて、経済外秩序としての福祉というらえ方は従来やってきたけれど、それをええるよという新しいやっぱり社会哲学なり考え方が入っているという意味では、その言葉はコミュニティ再生の軸としての福祉だと、こういうことなんだという、こうご理解いただければと思います。

○金井委員

先ほどの話とつながりますし、小林委員の話ともつながるんですが、やはり13 ページに今回書き加えていただいた、上から四つ目の○ですよ、ここがひじょうに重要なポイントなので、特にここをさらに強化して書いていただければなと思います。まず最初に気づく、通報する、それから対応し、そして公的制度にまでつなげていくというような、シームレスといいますか、そこがちゃんとつなげられるのかということが一番大きなポイントです。もっと言えばさらに制度がない場合には制度を立案するとか、制度の提案をしていくというところまで含めて、要はニーズを発見するということになるわけですが、それを専門家の調査ではなくて、地域から発見していくということです。特に公的制度の利用ということと、それから個別の制度の立案、あるいはバラバラになるものであれば統合していくとか、いろいろ運用改善も含めた動的なメカニズムを入れていただければなと思います。

もう一つは気づき、通報の場合一番問題になるのは、おそらく回りが気づいた時に、当の本人がいやだというふうにするのかです。むしろ状態が悪ければ悪いほど回りからの関わりを拒否したくなるというところもあって、最悪の事態にならない限り、結局知ってはいたけれども手が出せませんでしたということが多いのではないかなと思うんです。ここについては私自身ちょっとどういうふうにしたらよいか、こじ開けるといいうわけにもおそらくいかないと思うのですが、ちょっとそこは何かうまい手があれば、あるいはなければまた今後とも考えていくというふうなことをぜひお願いできればなと思います。

おそらく気づいている方がむしろ普通であって、何となくおかしいと思っていただけれども、家の中まで入っていくわけにもいかないし、それで事件になってやっぱりおかしかったねという話になってしまう。これはひじょうに不幸なことなのではないかなと思います。ぜひそこを記述していただければというふうに思います。

それから二つ目は、私の学問的な専門が市町村のことなので、特に21 ページ以降の市町村の役割との関係がひじょうに重要だと思うのです。22 ページの○の二つ目ですが、例えば市町村の役割は何かということだと思うのですが、資金提供といいますか、資金の確保というものがやはり市町村の大きな役割なのではないか。よくしばしば活動の場とかノウハウとか、あるいはオーソライズ

というか、お墨付きを与える機能とか、いろいろ言われるわけではありますが、資金の話というものがどうしても必要なのではないかなというふうに思います。

資金について、やはり市町村が確保していくということ、それはどういう形であれ、していくことが必要なのではないか。それに関連して言えば、さらに清原委員から意見提出もありますが、市町村で確保するというための全国的に確保するという背景がなければ市町村も確保できませんから、地域においてまず市町村が確保するとともに、その市町村を国全体として確保していくということが必要なのではないかなというのが、市町村の方でお願いしたいところ です。

それから三つ目はやはり市町村で関わることなんですが、合併とか学校で言えば学校の統廃合及び学校選択制ということです。教育において地域を基盤とした教育というのは急速に崩壊しつつあるという現状の中で、これを果たして校区という概念が、これまでいただいた圏域の重層的なイメージほど強いものにもうなっていないのではないかなというところが一つ。

それから市町村が合併をしてきて、そして結果的に限界集落が多数出ているということがありますから、市町村自体が既にあまねく地域というものをカバーするというところから急速に撤退しつつある。通常合併をいたしますと、周辺部旧町村の地域には短期的には支所・出張所とか置きますが、行革で急速に職員を本庁に引き上げて、ほとんどゼロになっていくということが普通ですね。これが行財政基盤の強化と称して推奨されるわけではありますが、実態としては地域の疲弊を加速度的に進めていって、限界集落化をさらに促進するということを行っている。

つまり、政府はそういう方針を別の省では行っているということで、そういう中で果たしてこういう地域福祉があまねく可能なのかどうなのか、地域福祉の対象をコンパクトに限定していく必要があるのかどうかという論点です。しかし、いや住み慣れたところに長く住み続けるのが地域福祉であるという、かなりこれは政策的に大きな衝突をもち得るので、そこら辺はちょっと市町村合併と学校の統廃合及び学校選択制のような問題との整合性ないし調整というものをぜひどこかで方向性を考えていただければなというふうに思います。

それから20ページのところなんですが、これは地域福祉の方でのお金の話で、市町村がやるかどうかじゃないんですが、活動資金の〇の二つ目です。活動に必要な資金を地域で集めるということは確かに大事なんですが、地域福祉活動というのは、住民同士の支え合いではありますが、それは重層的に最終的には国民的といいますか、本来はグローバルにつながる必要があると思うのですが、国民的な支え合いを下から積み上げていくものなのであって、やはり自分の地域で集めたお金は自分の地域だけで使うという、何といいますか、パロキアルといいますか、うちのところでうちの金だけを使いたいという、ちょっと偏狭な地域福祉につながるのはいかがなものかな。

やはり募金にせよ、あるいは政府資金にせよ、やはり全国的な確保とニーズに応じた配分というふうに地域福祉がいかなければならない。お金のあるとこ

ろがお金がある人同士でやっていって、貧乏なところはない金をお互いに自分のところだけで悲しい金額でやるというのでは、それは地域福祉としてはちょっとおかしいのではないかなと思います。活動に必要な資金は地域で集めること自体はいいと思いますが、それはやはり全国的に積み上げていく、そして全国的に調整していくということが必要なのではないかなというふうに思います。以上が感想です。

○大橋座長

まず一番目の部分は、児童虐待などにみられる、状況がわかっているにもかかわらず踏み込めないというような問題もあったりするわけなので、ゴミ屋敷もそうなので、その書きぶりをどうするかというのは、ある意味ではいつも問題が起きてから社会福祉関係者がしかられることですが、どういうふうにするか、しかしそこを我々が入っていかないことには地域福祉にならないので、少し工夫させていただきたいと思います。

それから市町村の役割の資金提供の部分は、これは本日欠席の清原委員から意見が出ていますので、財源をどうするか、それは厚生労働省の枠の中だけで論議できる問題でもないのですが、どういうふうな書きぶりにするか、また事務局と相談をさせていただきます。

三番目の校区の問題は、地域を基盤とした教育システムが崩壊しているという実情がかなり出てきたことは事実ですが、この場合の校区は必ずしも教育そのものの仕組みに関わっているんじゃないじゃなくて、校区に代表されるような住民の一種の生活圏域を表す言葉として校区を使っているというふうにご理解いただいた方がよろしいのではないかなというふうに思うのですね。

昔のように強制移住させるようなことが可能ならばいいんですが、強制移住できない状況の中で、ひとり暮らしで頑張っている人がたくさん過疎地にいるわけで、そういう中で地域というのをどう考えていくかというのは本当に難しい問題でございます。それから他の省庁との関係など、どう書き込むか、これは私にはよくわかりませんが、また少し事務局と相談をさせていただく。

それから募金のことにつきましては、中途半端になっているから、もう一つはもっとコミュニティファンド的な機能を強めながら、一方ではもっと社会的な全国で使える部分との仕組みも考えたかどうかというようなことが書かれているので、それはもう少し意見を踏まえながら調整できれば調整したいというふうに思っております。

○小林委員

コーディネーターのところに触れてよろしいでしょうか。先ほどの13ページの早期発見、早期対応、予防、これは実は金井委員が言ってくださったように、ある意味では一番対応が難しい場合があります。援助を求めてくれれば、対応はできるということで、ある意味では楽です。しかし援助を求めてこない人たちがいるときに、地域がどうするかということはかなり問題になります。

そうしますとこれに対応するのは、やはり地域の専門的な機関で、地域包括支援センターや行政など、いわゆる第三次的な専門機関ではない機関になります。そうすると、19 ページのコーディネーターというのはそこに対応することになるのではないかと思うのですが、併せて地域の専門職とは何だろうかという議論になると思います。

19 ページのコーディネーターは2つに分けられていますが、この第1と第2のコーディネーターのイメージが少しわかりにくい感じがします。今のような地域で難しい問題に対応する方々、例えば民生委員はもちろんそうですし、それから地域包括支援センターの職員もそうだと思いますが、そういう地域のコーディネーターとのネットワークがある、地域にはこのような機能があるということで、地域の住民は安心できるわけですね。このような、地域活動とは少し違うルートがあるのではないか。このこととの関連で、ここに書かれているコーディネーターの機能をもう少し明確にさせていただくとよいのではないかと思います。

○大橋座長

今回のポイントは、コミュニティ再生の軸が地域福祉だという考え方はもう一つそうですし、それをやっていくためには、やはり住民のエネルギーも大事だけれど、一方で専門職がそれに関与して、それを推進していく、パワーアップしていく、エンパワーメントしていく、すごく大事だということでコーディネートがあるので、この部分はすごく重要なので、もし意見があれば、もう少しこういうふうにしたらどうかということの具体的なイメージを膨らませて実現可能なものとしてぜひ知恵をください。それはよろしく願います。

○今田委員

要は幅の広い福祉概念というのを考えて、コミュニティの再生の軸としての福祉という、そのトーンがあるわけですから、せつくなので、じゃあコミュニティ再生したらどういうメリットがあるんですかというところまで本当は書く方がいい。というのはコミュニティというのは共同性ないし人々の連帯につながる制度ですが、社会学の極めて有力なテーゼに、社会の凝集性が低下すると逸脱行動が起きる、逸脱というのは自殺とか犯罪とか、そういういろんなアノミックなアノミー現象なんですけど、逆に共同性なり連帯というのが高まると、それが減る。

つまり、ここでやっているのは背伸びしない福祉で、等身大の福祉を狙っているようにコミュニティの単位で思うのですが、それで人々の間のつながりができて、連帯とか共同性が高まると、どういうわけか自殺とか逸脱行動とか非行とか、そういうのは減るんです。これは実証されていますので、だから本当はそういう形の何か非行が増えたからどうにかしなきゃいけないとか、起きたから何とかしなきゃいけないというよりも、まさに予防、ここは予防何とかってどこかに出ていましたが、それをする即効薬ではないんだけど、ジワ

ジワと漢方薬のように社会の病に効くような、そういうのをコミュニティの福祉というものを通じてもやれるんだというようなことをちょっと書いておくと、なるほどねという、一般庶民にわかりやすいんじゃないでしょうか。

○大橋座長

ありがとうございました。確かに自殺が一番多い秋田県で、秋田大学の医学部の本橋先生が、医学の対応ではもう限界だ、やっぱり地域づくりだと、こういうふうに言っているいろいろな実証的にやっているの、そんなものももし使えればというふうに思いますが、どういうふうにするかということで、なかなかこれは難しいんでしょうけど、その直接的な関係を示すのは。まあ、少し検討させてもらいます。

それでは最後に、前回の意見を聞きまして、25 ページ以降、既存施策の見直しについてということで書いていただきました。これは前回も言いましたように、ひじょうに多面的に検討しなくてはいけないことなので、ここだけをストライドするというのはひじょうにつらい感じがするのですが、今後詰めていただくにしても、とりあえずこんな方向で検討する必要があるよということで、事務局の判断も含めて整理をしていただいたわけですが、次回にこれはまた詳しく論議をしたいと思いますが、とりあえず今日のところは、この辺はというところだけいくつかあげておいていただいて、少し検討したいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○長谷川委員

今日事前に本日資料3の「新しい地域福祉の中の概念」の8ページの「現行の地域福祉に関する施策」の中で、民生委員の項目中、「名称の検討」ということが書かれています。私もこれをみてアレッと思ったのですが、今まで議論をしていたのに、急に唐突的に言われたので、どうかなと思って実は心配して、何か不都合だということもあるのかなという、そんなことでもって見ていたのですが、今日の31ページの中では両論併記について記載されていますので、我々や国民もその愛着のある名称で今日まできているわけですから、こういうものを一つ定着していることを財産として我々も大切にしていきたいと思えます。ぜひ一つ慎重に今後とも扱ってほしいなと思うのですが。

それとともにもう一つは、その上の段でもって、住民とともに活動しやすい環境整備をしなくてはいけないという見直しについての議論がされておりますが、これは今いろんな問題がありまして、15ページにもなり手がないうという表現もあるのですが、そうした中でもって、そうした具体策をこれからは何でもかんでも民生委員にというのではなくて、その辺のやはり具体的な制度を、それは行政にあるのか、地域でもやるのか、何かもう一工夫あってもしかなるべきかなという、率直に当事者としましてはそのような感じ方、受け止め方をしていたものから、ちょっと申し上げたいと思えます。

○大橋座長

市長会からも委嘱のあり方を変えたらどうかという意見もあるようでございますし、また視察をした際にも、民生委員という名称と、福祉委員との関係とか、いろいろ出ていますので、いろいろ出た意見は整理して両論併記させていただいて、こうあるべきだということを言っているわけではない、ただ、関係者にとってみればやっぱり青天の霹靂のような思いもありましようから、その辺を今後どういうふうにしていくかということは、今後やっぱり時間をかけるなりしないと。ただ、意見があったということだけは触れないわけにはいかないと、こういうことでございますので、ご了解をいただければと思います。他にはどうでしょうか。

○佐藤委員

社協についても同様の名称の変更が出てきております。当然この中にいろいろあるご意見のように、課題の部分もたくさん、実際にこの検討会の中でも議論をされていますし、法的な位置づけの問題で見直しが必要ということも具体的にご意見として出てきています。その見直しをする中で、名称の変更についても、必要であればするということで、ご理解をいただければと思います。名称変更が必要であると言われてしまうと、先に名前を変えるという話が出てくるようなイメージになりますので。

○大橋座長

皆さんは公益的な委員であると同時に、所属団体の代表でも入っていますので、どうしても我が田に水引く的な論議をしないと、その分野で生きていかれないということにもなりかねませんので、お気持ちは十分よくわかります。そういうことも含めて慎重にというふうに考えているわけでございます。

○中村社会・援護局長

今お話がありました、先ほど中村企画官の方からもご説明申し上げましたが、25 ページの下から2行目以降は今日初めて出させていただいたということで、そういった意味で全く事務局の試案でございますので、ご意見を賜りたいと思います。

先ほども企画官の方から申し上げましたが、ずっと毎回既存施策についてレビューをお願いしておりました。その中でまず大体このメニューだけでは実は地域福祉は足りないんじゃないかというお話がありましたので、25 ページの上の方で、広いんだけど、我が方からお願いしたことについてはこうじゃないかというふうに書かせていただいたということと、大変時間がなかったので、一つ一つについて十分ご議論いただけない分野もございました。

そこで我々の作業方針としては、25 ページまでのいわば総論部分で議論を整理した、その議論を整理した物差しにあてて現行制度を評価すると、論理的に多分こうなるんじゃないかというような作業仮説でまず整理してみたのが第一

点です。

第二点は、そういう中でもいろんなこのレビューの際に委員からいただいたご意見なり、レポーターから出されたご意見なり、出てきた意見は覚えている限り全部盛り込ませていただきました。そういう方針でつくられております。一つは物差しのあてはめ方について問題があるかどうかについても意見をいただきたいと思います。

それから、そうは言ってもプロの目から見ると、あるいは各関係者の方から見ると、他に重要な論点があるよということであれば、ぜひ追加する必要があると思います。また、今ご意見いただいたように、ひじょうに書き過ぎの点があれば、ご意見をいただければ、またそこは次回までに修正の上提出させていただきますと考えております。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。これらの問題はもっと多面的に検討しなくてはいけない部分もありますが、ただ、今局長が言われたような形で、論理的に新しい地域のあり方を考えていく、こういうことをやっぱり検討せざるをえないでしょうという流れだということでご理解をいただければと思います。

それでは最後になるのですが、私も気になるところだけ言わせていただきますと、7ページのところの全体的な方向性のところは、もう少し個人の尊厳だとか、生活の全体、あるいは個別性だとか、あるいはICFの視点だとか、確認しておいた方がいいのかなという気がしましたので、ちょっとこの辺は補充していただければというふうに思いますことと、それから今局長のご挨拶にあったのですが、26ページのなぜこの七つの項目をとりあげたのかということの説明のところを、もう少し補足的にしておいた方がよろしいのかなということを実は感じました。もっといろいろ検討すべきことがあるんだけど、とりあえずこういうことが必要ではないかということでしょうか。

あとは「ハブ」とか「フラット」だとかが出てくるのですが、こういうカタカナをどうするかというのは、随分直していただいたのですが、もう一度ご検討いただいて、「ハブ」は「ハブ」のままになっていますし、「沖縄のハブ」と間違えるぐらいかという人もいるかもしれませんので、ちょっとご検討もいただければということでございます。

それでは最後になりましたが、前回タイトルをどうしようか、わかりやすいタイトルで、なおかつ我々の論議している方向が明確に見えるものというふうなことで、お願いしていましたが、事務局でこの本文の中にもいっぱい出てまいります、「地域における新しい支え合いの姿を求めて」ということですね。この新しい支え合いの姿、本文の中には（共助）というようなことも書いてございますが、タイトルに入れなくて、新しい支え合いと書いています。そしてサブタイトルはやはり地域福祉のあり方検討会ですから、「これからの地域福祉のあり方」ということにサブタイトル、一番何か落ち着きやすいかなというふうに思っているのですが、これについても意見をいただいて、今回はこれで決

定しなくてはいけないのですが、何かありますか。

○三本松委員

今日の議論の中でも言葉として出てきていたのが、「気づき」というような言葉がかなり出てきていたと思いますので、そういう何か「気づきから始まる」とか、何かそういうような言い方ができないかなというふうに思います。

○今田委員

このタイトルはとてもいいと思うのですが、地域がメインとサブで二回出てくるんですね。それでこれを見ていたら、「住民流地域福祉活動」ってなかなかいいねと思って、「住民流新しい支え合いの姿」みたいなことになると遊びすぎですか。

○大橋座長

今の三本松委員の「気づきから始まる」という、ひじょうに情感的で、そういうのが行政用語に馴染むのかどうかわかりませんが、「住民流」というのもそうですが、少し検討させていただきます。他にはどうですか。何かやっぱり地域福祉という言葉をどこかに一つタームとして押さえておきたいなという感じはするのと、やっぱり新しい支え合いという、昔のとは違うということを出したいということでしょうかね。

それを共助というふうに言っちゃうと、前回局長の発言にあったように、自助・共助・公助のとらえ方はいろいろありましたよという話になってしまって、使いづらいのか、少しご意見をいただいて、本当に事務局にこれでどうかという意見を、三本松委員、そのどこに気づきを入れたらいいのか、住民の気づきから始まる新しい支え合いの姿を求めて、住民流とは何かという話、まあ少しご意見をまたお寄せいただければと思います。もう次回には固めなくてはいけないということがありますので、よろしく願いいたします。

それでは今日はこれでおしまいにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは事務局の方から次回のご案内をいただければと思います。

○事務局

次回でございますが、3月27日（水）10時から12時、厚労省の5階の会議室になります。よろしく願いいたします。

○大橋座長

それではどうもお疲れさまでございます。これもちまして終了といたします。ありがとうございました。

（終了）